

すぐ住める空き家 有効活用しませんか!?

実は…空き家を探している方が多くいます！

新城市を移住の候補地としている方は多くいます。その移住を希望されている方の多くが空き家を探しています。

空き家を放置しておくと…

修繕しないと
活用できなくなる



草木の繁茂による
ご近所トラブル

ゴミの不法投棄

建物の
倒壊・崩壊

野生動物
が住みつく

せっかくの財産が

負の財産 となってしまいます

需要があるうちに、価値のあるうちに、

利活用について検討

してみてはいかがでしょうか？

まずは、新城市役所へご相談ください。詳細は裏面をご覧ください。

「どうせこんな古い家なんて
買いたい人なんていないよなあ」

「片付ける時間が無いんだよなあ」

「仏壇があるからなあ…」



すぐ住める空き家を所有されている方、
簡単な修繕で住める空き家を所有されている方、
自分で勝手に結論を出していませんか??

まずは、市役所へご相談ください。

企画調整課(移住担当) 電話 0536-23-7620

都市計画課(住宅担当) 電話 0536-23-7640

市役所へ相談いただいた後の流れ

- ① 市から相談内容にあった協力不動産事業者を2~3社紹介します。
- ② 空き家所有者の方は①の事業者へ相談します。
※ 1社で諦めず、複数社と相談してください。
- ③ ②で依頼した事業者が物件を新城市移住ポータルサイト等に掲載します。
- ④ 移住希望者が同サイトを閲覧します。
- ⑤ 交渉・売買成立！



新城市的移住に特化した
サイトですが、
1日平均30以上のアクセス
があります。



移住ポータルサイト

新城市 すぐ田舎すぐ都会 検索

「住まい」のページをご覧下さい。

新城市移住定住
協力事業者一覧
がPDFファイルで
ご覧いただけます。